

議案第九十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立三田いきいきプラザ

港区立神明いきいきプラザ

港区立虎ノ門いきいきプラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

千葉の会・東急コミュニティー共同事業体

静岡県富士市五貫島百七十五番地医療法人財団千葉の会内

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

(説明)

三田いきいきプラザ等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。